



# 東光監査法人

## TOKOニュースレター

Vol. 88/2018年4月  
発行日：2018年4月17日

桜の花も散り、葉桜がGWの気持ちを早立てる時期になりました。風が心地よく感じられる時間が増えました。季節は、あっという間に変わっていくものですね。会計を取り巻く環境も季節同様日々変化しているので、常に知識のアップデートが必要です。時代の波に乗り遅れないように。。

### I. 最新情報（2018年3月1日～2018年3月31日）

#### 1. 業種別委員会

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2018年3月 19日	意見	「原子力発電施設解体引当金に関する省令等の一部を改正する省令案」及び「原子力発電施設解体引当金等取扱要領の一部を改正する通達案」に対する意見について	平成30年2月2日に資源エネルギー庁から「原子力発電施設解体引当金に関する省令等の一部を改正する省令案」及び「原子力発電施設解体引当金等取扱要領の一部を改正する通達案」が公表され、広く意見が求められました。  日本公認会計士協会（業種別委員会）では、この公開草案に対する意見を取りまとめ、平成30年3月2日付けで資源エネルギー庁に提出いたしましたのでお知らせします。	—
2018年 3月20日	実務 指針	業種別委員会実務指針第11号 「大口供給を行う一般ガス事業における部門別収支計算書に関する公認会計士	日本公認会計士協会（業種別委員会）では、ガス事業の小売業への参入の全面自由化等に係る規定を整備した改正ガス事業法が平成29年4月1日に施行されたことに対応するため、関連する実務指針の見直し及び検討を行ってまいりました。このたび、平成30年3月15日に開催されました常務理事会の承認を受けて、実務指針を3月20日付けで改正又は新規で公表いたしました。	左記参照

		<p>等による合意された手続業務に係る実務指針」及び同実務指針第51号「大口供給を行う一般ガス事業における部門別収支計算書に係る監査上の取扱い」の改正、並びに業種別委員会実務指針第58号「一般ガス導管事業者が作成する託送収支計算書等に対する公認会計士等による合意された手続業務に係る実務指針」及び同実務指針第59号「一般ガス導管事業者が作成する託送収支計算書等に係る監査上の取扱い」の公表について</p>	<p>たのでお知らせいたします。</p> <p>実務指針の見直し及び検討に当たっては、平成30年1月31日から3月1日までの間、草案を公開し、広く意見を求めましたが、ご意見は寄せられませんでした。</p> <p>なお、各実務指針の適用時期は次のとおりとなります。</p> <p>業種別委員会実務指針第11号「大口供給を行う一般ガス事業における部門別収支計算書に関する公認会計士等による合意された手続業務に係る実務指針」の改正 ⇒公表日以後発行する合意された手続実施結果報告書から適用する。</p> <p>業種別委員会実務指針第51号「大口供給を行う一般ガス事業における部門別収支計算書に係る監査上の取扱い」の改正 ⇒公表日以後発行する監査報告書から適用する。</p> <p>業種別委員会実務指針第58号「一般ガス導管事業者が作成する託送収支計算書等に対する公認会計士等による合意された手続業務に係る実務指針」 ⇒平成30年3月31日以後終了する事業年度に係る託送収支計算書等に対する証明書発行業務から適用する。</p> <p>業種別委員会実務指針第59号「一般ガス導管事業者が作成する託送収支計算書等に係る監査上の取扱い」 ⇒平成30年3月31日以後終了する事業年度に係る託送収支計算書等に対する監査から適用する。</p>	
2018年3月23日	公開草案	業種別委員会実務指針「仮想通貨交換業者の財務諸表監査に関する実務指針」（公開草案）の公表について	<p>平成28年6月3日に資金決済法が改正され、仮想通貨交換業者が事業年度ごとに内閣総理大臣へ提出する財務に関する報告書に対して、公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付することが求められたことを受けて、日本公認会計士協会（業種別委員会）では、仮想通貨交換業者の財務諸表監査に固有と考えられる留意点を検討してまいりました。また、平成30年3月14日に企業会計基準委員会より実務対応報告第38号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱</p>	本実務指針の確定版の公表日から適用

			<p>い」(以下「実務対応報告」という。)が公表されました。</p> <p>これを踏まえ、このたび一応の検討を終えましたため、業種別委員会実務指針「仮想通貨交換業者の財務諸表監査に関する実務指針」(公開草案)として公表し、広く意見を求めることといたしました。</p> <p>本実務指針の主な内容は次のとおりです。</p> <p>(1) 監査基準委員会報告書で求められる要求事項から追加の要求事項は設けていません。</p> <p>(2) 仮想通貨交換業者の取引形態の理解についての留意点を取りまとめました。</p> <p>(3) 仮想通貨の特徴について、ブロックチェーン等に関する留意事項を取りまとめました。</p> <p>(4) 実務対応報告で範囲外となる自己(自己の関係会社を含む。以下同じ。)の発行した仮想通貨の会計処理方法についての監査上の留意事項を取りまとめました。</p> <p>(5) 監査契約上の主な留意事項として、①仮想通貨交換業者の登録状況、取り扱う仮想通貨の種類及び技術的特徴、内部管理態勢の整備、サイバーセキュリティ管理態勢、暗号鍵の方式(マルチシグ又はシングルシグ)、②ITについての専門知識を有する者を監査チームに選任しているか等の観点を取りまとめました。</p> <p>(6) リスク評価に関する主な留意事項として、①規制の変更による影響、②実務対応報告の改正等、③取引システムに関するリスク、④マネロン・テロ資金供与に用いられる可能性があること、⑤ブロックチェーン等の性質により、仮想通貨の実在性、評価の妥当性、収益認識に影響を与えることの観点を取りまとめました。</p> <p>(7) 仮想通貨交換業者の内部統制の理解に関する主な留意事項として、①アドレス及び暗号鍵の生成に関する内部統制、②利用者の口座開設時における登録に関する内部統制、③分別管理に関する内部統制、④暗号鍵の管理・保管に関する内部統制、⑤仮想通貨交換業に関する帳簿書類の作成に関する内部統制、⑥価格変動リスクの管理に関する内部統制の観点を取りまとめました。</p> <p>(8) リスク対応手続に関する主な留意事項としては、以下のとおり取りまとめました。</p>	
--	--	--	--	--

			<p>① 収益認識の妥当性については、帳簿の照合、ブロックチェーン等の記録との一致、第三者取引における価格の妥当性の検証、利用者との取引の実在性の検証等</p> <p>② 仮想通貨の実在性については、前述①に加えてアドレスの実在性の照合、ハードフォークが発生した場合の処理・記帳の確認等</p> <p>③ 評価の妥当性については、取引が種類ごとの数量及び頻度、公正な価額である市場価格での評価、活発な市場が存在しない場合の貸借対照表価額、処分見込価額の見積方法の合理性</p> <p>④ 自己の発行した資金決済法の仮想通貨における会計処理方法の開示・適用方法及び追加の開示等の観点</p> <p>本実務指針の適用は、仮想通貨交換業者が内閣総理大臣へ提出する財務に関する報告書に対する監査報告書の添付が、改正された資金決済法の施行日（平成 29 年 4 月 1 日）の属する事業年度の翌事業年度から適用されること及び監基報から追加される要求事項がないため、本実務指針の確定版の公表日から適用を予定しております。</p>	
--	--	--	--	--

## 2. 校法人会計（学校法人委員会）

特になし

## 3. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2018年 3月28日	翻訳 完了	国際公会計基準 (IPSAS) 第 40号「公的部 門の結合」の翻 訳完了について	<p>公会計委員会では、国際会計士連盟 (IFAC) の国際公会計基準審議会 (International Public Sector Accounting Standards Board - IPSASB) から 2017 年 1 月に公表された「国際公会計基準 (International Public Sector Accounting Standards - IPSAS) 第 40 号「公的部門の結合」」の翻訳作業を完了しましたのでお知らせします。</p> <p>・「国際公会計基準 (IPSAS) 第 40 号「公的部門の</p>	—

			<p>結合」」（「IPSAS 40, Public Sector Combinations」）（原文公表：2017年1月）</p> <p>[概略]</p> <p>本基準の目的は、報告主体が、公的部門の結合及びその影響について財務諸表で提供する情報の目的適合性、忠実な表現及び比較可能性を改善することである。</p> <p>本基準は、原則として全ての「公的部門の結合」を対象範囲としている。公的部門の結合とは、「別個の事業を一つの公的部門の主体にまとめること」をいう。公的部門の結合は、例えば、国有化、省庁再編、自治体合併、都道府県から市町村への事業の移転などから生じることがある。本基準の対象範囲外となるのは、「事業を構成しない資産」の取得又は受領、及び「事業を構成しない負債」の引受けである。共同支配法人や共同支配事業も、IPSAS第36号「関連法人及び共同支配法人に対する投資」及び第37号「共同支配の取決め」の対象であるため、本基準の範囲外である。</p> <p>また、本基準では、支配とその他の要因を考慮して、公的部門の結合を「統合」（amalgamation）又は「取得」（acquisition）のいずれかに分類し、「統合」の認識及び測定には「修正持分プーリング法」（modified pooling of interests method）を、「取得」の認識及び測定には国際財務報告基準第3号「企業結合」におけるアプローチと同様「取得法」（acquisition method）を、それぞれ用いることを定めている。</p> <p>IPSAS第40号は2019年1月1日から適用され、早期適用は奨励されている。</p>	
--	--	--	---	--

#### 4. IT 関係 (IT 委員会)

特になし

5. その他

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2018年 3月20日	—	改正「中小企業の会計に関する指針」の公表について	<p>日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会の関係4団体が主体となって設置された「中小企業の会計に関する指針作成検討委員会」（以下「委員会」という。）は、「中小企業の会計に関する指針」（以下「中小会計指針」という。）の見直しを行い、3月12日の委員会においてその公表が承認されましたので、本日、改正「中小企業の会計に関する指針」を公表いたします。</p> <p>関係4団体においては、我が国の経済の好循環を実現していくためには中小企業の果たす役割が重要であると認識しております。この点を踏まえ、中小会計指針を取引実態に合わせたより利用しやすいものとするために、継続的に見直しを行っており、今回の見直しもその一環です。これにより、中小企業における会計の質の向上、ひいては持続的な経済社会の成長と経済基盤の整備に貢献してまいりたいと考えておりますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>今回の改正における改正点</p> <p>今回の改正では、「税金費用・税金債務」について、平成29年3月16日に企業会計基準委員会から企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」が公表されたことに伴い、【関連項目】として記載している会計基準等の改正を行いました。なお、本文の内容については、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」が従前の監査・保証実務委員会実務指針第63号の内容を基本的に踏襲した上で表現の見直しや考え方の整理等を行ったものであることから、変更を行っていません。</p> <p>各項目の改正の趣旨につきましては、プレスリリースをご参照ください。</p>	—

## II. 連絡広場

### ワンポイントメッセージ

今回は、金融庁から公表された平成29年度の有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項について紹介いたします。

#### 1. 目的

金融庁は、上場会社～提出された有価証券報告書の記載内容について、より深度のある審査を行うため、各財務局、福岡財務局及び沖縄総合事務局と連携して、「法令改正関係審査」、「重点テーマ審査」及び「情報等活用審査」を柱とした有価証券報告書レビューを実施している。

#### 2. 重点審査項目

- ・繰延税金資産の回収可能性
- ・企業結合及び事業分離等

#### 3. 審査結果

##### (1) 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産の回収可能性について、以下のような適切ではないと考えられる事例が確認された。

- ・過去（3年）及び当期の事業年度において、課税所得が期末における将来減算一時差異を下回る年度があるにもかかわらず、（分類1）に該当すると判断している事例
- ・過去（3年）及び当期の事業年度において、課税所得（臨時的な原因により生じたものを除く）が生じていない年度であるにもかかわらず、（分類2）に該当すると判断している事例
- ・（分類3）に該当する企業において、退職給付引当金や建物の減価償却超過額に係る将来減算一時差異などの解消見込年度が長期にわたる将来減算一時差異について、スケジューリングが行われていない事例

なお、繰延税金資産の計上額の見積もりに用いた業績予測において、現時点において必ずしも合理性を欠くものではないが、将来の大幅な損益改善を見込んでおり、その達成状況によっては当該業績予測を適切に修正する必要があると考えられる事例が確認された。

##### (2) 企業結合及び事業分離等

- ・企業結合が期首に完了したと仮定したときの連結損益計算書に及ぼす影響の概算額について、算定が困難と認められる特段の事情がないにもかかわらず省略しているなど、取得による企業結合が行われた場合の注記の一部を記載していない事例
- ・取得の会計処理において、取得関連費用（外部のアドバイザー等に支払った特定の報酬・手数料等）を、発生した事業年度の費用として処理せず、取得原価に含めている事例
- ・連結キャッシュ・フロー計算書において、連結範囲の変更を伴わない子会社への投資に係る支出について、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載せず、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

している事例

なお社内基準により重要性が乏しいとして企業結合等の注記が省略されている場合において、当該社内基準を翌期以降継続することの要否について検討が必要と考えられる事例が確認された。

#### 4. 平成30年3月期以降の重点テーマ

平成30年3月期以降の重点テーマは、下記の通りです。

- ① 引当金、偶発債務等会計上の見積り項目
- ② 繰延税金資産の回収可能性

金融庁は毎年テーマを変えて上場会社の作成した有価証券報告書をレビューしていますので、作成にあたっては留意して下さい。

以上

**【発行元】**

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館 6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703